

**平成21年第3回七戸町議会
決算審査特別委員会
会議録（第3号）**

○招集月日 平成21年 9月 2日

○開会日時 平成21年 9月10日 午前10時00分

○延会日時 平成21年 9月10日 午後 1時37分

○出席委員（18名）

委員長	田嶋輝雄君	副委員長	附田俊仁君
委員	佐々木寿夫君	委員	天間章八君
委員	瀬川左一君	委員	盛田恵津子君
委員	田嶋弘一君	委員	三上正二君
委員	天間清太郎君	委員	原子孝君
委員	川村三十三君	委員	松本祐一君
委員	二ツ森圭吉君	委員	田島政義君
委員	中村正彦君	委員	白石洋君
委員	工藤耕一君	委員	田中正樹君

○欠席委員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	大平均君
総務課長	塚尾義春君	支所長 (兼支所庶務課長)	千葉岩男君
企画財政課長	楠章君	税務課長	似鳥和彦君
町民課長	沢田康曜君	社会生活課長	附田繁志君
健康福祉課長	田中順一君	会計課長	天間勤君
農林課長	森田耕一君	新幹線建設対策課長	八嶋亮君
建設課長	神山俊男君	商工観光課長	米内山敬司君
上下水道課長	天間一二君	城南児童館長	向中野良一君
教育委員会委員長	中村公一君	教育長	倉本貢君
学務課長	米澤秀一君	生涯学習課長	花松了覚君
スポーツ振興課長	桜田明君	中央公民館長	二ツ森政人君
南公民館長 (兼中央図書館長)	小原信明君	農業委員会会長	佐藤午之助君

農業委員会事務局長	大村清隆君	代表監査委員	野田幸子君
監査委員事務局長	小林広一君	選挙管理委員会委員長	松下喜一君
選挙管理委員会事務局長	沢田康曜君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	小林広一君	事務局次長	築田政光君
------	-------	-------	-------

○会議を傍聴した者（0名）

○会議の経過

○委員長（田嶋輝雄君） ただいまの出席委員は17名で、定足数に達しております。

したがって、決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより、9月9日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

本日の審査日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、昨日に引き続き一般会計の決算審査に入りますが、その前に、昨日の委員会で田島政義委員から資料の要求がありました件について、健康福祉課長より説明を願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） おはようございます。

きのう、七戸病院の診療科別の資料提供をお願いしたいという要求がございまして、お手元に配付してございます。その資料について、若干御説明を申し上げたいと思います。

なお、この資料につきましては、きのう七戸病院の医事課で作成したものをうちのほうでコピーしたものを配付してございます。

それでは、平成20年度の科別診療収入の状況について御説明したいと思います。

左側の区分、内科から皮膚科まででございます。横のほうには入院外来計、そして金額構成率となっておりますが、この金額構成率というのは各受診科目収入の収入割合ということでございます。

中ほどの外来の内科のところ丸がついてございますが、これはうちのほうで修正できなかったものですから、特に意図してこういふ丸をしているものではございませんので、これは無視していただきたいと存じます。

合計金額につきましては、そこに記載してあるとおりでございますが、私のほうでこれに月平均とそれから1日平均について換算しましたので、それを御紹介申し上げます。

まず、月平均でございますけれども、入院につきましては月2,206人になります。それから、入院の金額収入は7,484万5,525円、それから、外来につきましては9,995人、外来の金額でございますが4,777万6,522円、合計で1万2,201人、収入の計でございますが1億2,262万2,047円となります。

それでは、これを1日平均に換算すればどうなるかということでございますけれども、土曜、日曜、祭日等を除いて1カ月20日換算で、1カ月20日稼働ということで換算してみました。そうしましたところ、入院については110人、入院の収入額が374万2,276円、外来500人、金額238万8,826円、計610人、1日当たりの平均収入合計で613万1,102円となります。これはあくまでもいただいた資料を単純に計算したものでございます。

資料については以上でございます。

○委員長（田嶋輝雄君） 14番委員。

○委員（田島政義君） これは、外来、入院はわかるのですが、内科でもあの先生はだめだとか、この先生はだめだとかという、かなりそういうのがもうなっているのですよ。だから、1日入院でいくと1万4,980円なら1年間トータルで、外科と整形を合わせると大体1万人。そうすると、内科はやっぱり少なくてもっと多くないと、外科はどんどん切って入院させて退院の繰り返しだから早いわけですから。内科の場合は入院すると長いわけですよ、1人当たりのあれが。例えば、1人当たりでいえば、外科の場合は切ると治ると出すというかなり短いパターンでの入院となっていますので、この辺もいろいろな意味ではコンサルなんかを入れてきちっとした病院の立て直しをしないと、毎年赤字赤字でいっていますから、今度は2町で負担していますので、その辺をこれは中部のほうでやると思いますけれども、町側としても予算を出すためには、やはり私はここできちっとした経営コンサルを入れて病院を建て直さないで。

救急車に乗ってから、救急車を待たせてどこに搬送するか、かかっていないということ行っても断れるから、じゃあ十和田に行きますかと。これは消防署が一番大変なのです。救急隊が。だから、何で町民が救急車が走らないのだというのは、走れないのだ。受けるか受けないかを聞いてからやっていますから。ですから大変なあれですから、その辺やはりもう一度そういうきちっとした形の中で病院の立て直しをして、商店街の活性化に向けて私はやってほしいと思います。

要望ですので、よろしくお願いします。

○委員長（田嶋輝雄君） それでは、審査に入ります。

179ページ9款1項1目常備消防費から、185ページ10款1項7目奨学金費まで発言を許します。

2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 186ページの奨学金費についてお伺いいたします。

平成20年度の奨学生の状況はどうであったかお伺いしたいと思います。

○委員長（田嶋輝雄君） 学務課長。

○学務課長（米澤秀一君） お答えいたします。

30名でございます。

○委員長（田嶋輝雄君） 2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） この30名の内訳は大学生ということになると思うのですが、利子補給とかということもあるし、貸与もあるし、その辺の内訳もちょっと知りたいと思います。

○委員長（田嶋輝雄君） 学務課長。

○学務課長（米澤秀一君） まず1点目ですが、扶助料のところに書いています奨学給付金は5万円の30名分ということで、これは貸すのではなく差し上げる数字でございます。

それから、奨学金貸し付けについては、21年4月現在では全体で奨学金の貸し付けは

313名、それから利子補給は13名となっております。その内訳は、奨学金貸し付けについては、七戸地区については128名、天間林地区については185名で313人。利子補給については、七戸地区が7人、天間林地区が6人ということで13名ということです。

以上です。

○委員長（田嶋輝雄君） ありませんか。

11番委員。

○委員（川村三十三君） 183ページ、教員住宅についてですが、現在、教員住宅が何戸あって、何戸の利用数なのか。それから、上町野の教員住宅については、非常にあそこはだれも入っていないわけですが、外から見ても障子が破れている、ガラスが壊れている、屋根の塗装がおかしくなっていると、そういうような管理が何となくずさんなような気がしてならないのですが、これからの教員住宅のあり方をどうするのかということも含めてお答えいただきたいと思います。

○委員長（田嶋輝雄君） 学務課長。

○学務課長（米澤秀一君） 教員住宅の1点目ですが、天王住宅については1棟8室ございます。中野住宅については10棟でございます。それから、2点目の上町野の住宅なのですが、川村委員から御指摘ありましたので早速修繕をしております。利用については今後検討していきたいと思っています。

天王住宅は全室満室になっております。それから中野住宅については途中で入居、退居しましたが、現在は満杯状態でございます。

以上です。

○委員長（田嶋輝雄君） 11番委員。

○委員（川村三十三君） 本来、教員住宅というのは学校管理上必要で、学校のそばに今までは建てて、そこに管理職が住むという原則があったはずですが、それが上北郡全域にわたってどこからでも通えるという、いわゆる自動車を持っている方々が多くなりましたし、そういう関係から校長住宅等も実際は空き家がふえてきていると。

ですから、こういうことを見ますと、もし夜間において生徒指導上において問題が起こった場合等における、学校ではそれなりの対処はしているはずでありますけれども、どうしても学校のそばに先生がいてくれるとくれないとでは、地域の住民も安心度が違うだろうと思うのです。ですから、そういう意味において、これから教員住宅のあり方等についても十二分に委員会としては考慮していかざるを得ないだろうと。仮に管理職が入れなかった場合においてはどうするのかということ。地域の生徒指導上も考えた場合にどうするのかということの展望がないと、ただ逆に校長が入っていますよと。土日、居住地に帰るということは仕方ないにしても、ふだんの場合においてはやはりとまっていたきたいと、そういうような気がしてならないわけですが、これは教育長のほうからの答弁をお願いしたいと思うのですけれども、その辺のところをお願い申し上げたいと思っています。

す。

○委員長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（倉本 貢君） 川村委員にお答えいたします。

先ほどの住宅の管理について、非常に申しわけないなど、こう思っております。

今後十分教育長の立場で住宅の管理について、例えば修理とかそういったことも十分検討して対応してまいりたいと思っております。

それから、管理職の学校の近くでというような、委員のおっしゃるとおりであります。今後、校長会等でも十分話し合いをして、可能な限り委員のおっしゃるような方向で持っていければというふうに検討してまいりたいと、こう思います。

以上です。

○委員長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（田嶋輝雄君） 次に、185ページ10款2項1目学校管理費から、193ページ10款4項1目幼稚園費まで発言を許します。

8番委員。

○委員（三上正二君） 189ページ、3項の中学校費に関連して、この前の一般質問の形で1番の附田俊仁議員が話をしていたのを、学校統合のことを聞いたら、そのつもりはないという答弁だったのですけれども、かつてにおいては私たちの生徒のときも、そういうのも学校等も騒いだわけなんですよね。でも、そのときというのは、附田議員も話をしていましたけれども適正な数の中での何人かだけじゃなくて、ある一定規模の形の中でのという形の中が統合の理由だったのです。それが、合併したら変わったかどうか、協議方針ではそんなに変わるほどではないと思うのですけれども、ただ、この先般の答弁では、今のところはそういう予定はないということが、ただ、あそこも耐震の審査に引っかかっているはずだし、その辺も考えたならば生徒数もこんなにふえるということはないから、ましてやこの旧学区の地区には小学校は別としても、せめて中学校は天間地区、七戸地区に1個ずつなければならぬと思います。

まさか両方あわせて一つというわけにもいかないし、その辺を考えてみても附田議員の話をしたのは仁義を得たものではないと思うのですけれども、その辺をもう1回、これからの生徒のあり方。さっきならさっきのいいところあるのだけれども、規模が大きいのでいいところあるのだけれども、前のときにはそういう形で、あなたのときではないにしてもそういう形の中での方針で私たちは合併したのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（倉本 貢君） 合併の問題について、おととい附田議員のほうに現在の教育委員会としてまだ具体的に煮詰めていないというような状況にあります。

たしか前教育長の答弁を私も拝見いたしました。その大きなポイントは、複式学級のと

ころでの目安があるのかなど。それから、地域住民のそういう声はまだ盛り上がっていない状況があるのかなというふうに個人的にはそういう推察をいたしました。

私、教育長という立場で、まだ教育委員会の委員会でのこの問題の話し合いもされていないというようなこともありまして、当然、教育委員会を開いて今後どういう方向で持っていけばいいのかというようなこと、この間の質問を受けて早速、委員長さんもおられますけれども、委員長さんとも相談をしながら今後検討していかなければならないものかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（田嶋輝雄君） 8番委員。

○委員（三上正二君） 教育委員会は委員会のほうで検討してもらうこととして、ただ、文教委員会のほうでは、これは今の教育長になる前でもそういう話は実際は出ていたのですよ。学務課長は前に生涯学習課長だったからわかっていると思うのだけれども。やっぱりそういう形の方向性だけでも、確かにただ単にやりたいっていったって、地域の猛反対があればこういうのは大変だろうし。でも、やっぱり方向性としてはそういうふうになるべきではないかとは思うのですけれども。

ただ、複式にならないのだとぎりぎりまで、ずっとそれが教育のためにいいという考え方なのですか。

○委員長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（倉本 貢君） お答えいたします。

現段階では、この間も話したように検討されていませんので、今後、委員長さんとも相談して教育委員会に図りながら、あるいはいろいろな意見を拝聴しながら検討していかなければならない問題だなというふうに考えております。前向きに検討していきたいと、こう考えております。

以上です。

○委員長（田嶋輝雄君） 8番委員。

○委員（三上正二君） 私も文教の構成メンバーなのですが、先般のときに教育長が出席されていませんでしたので、聞けば別に出席されなければならない義務はないという話を聞いたのですけれども、例えばその文教厚生委員会の際に出た話では、こういう細部にわたってそのことだけについて文教厚生の部分だけの意見も、強制するものではないけれども、できれば出てきたほうが割とそういう部分についてはわかると思いますので、これは答弁は要りません。要望です。

○委員長（田嶋輝雄君） ありませんか。

2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 186ページ、小学校費の特別支援教育支援のところでは、

413万4,000円ということをとっているのですが、七戸町においては特別教育支援員を全校に配置しているという大変よいすばらしい状況にあるのですが、問題は特別教

育の支援員は大体1人どれぐらいの給与をもらっているか。それから、年齢的にはどの程度の年齢の人が多いか、その辺をちょっと知りたいと思います。

○委員長（田嶋輝雄君） 学務課長。

○学務課長（米澤秀一君） お答えいたします。

1人当たりが68万9,000円です。ただし、20年度は6名の配置でございました。

それから、年齢なのですが、25歳から45歳ぐらいの方々をお願いしております。

以上です。

○委員長（田嶋輝雄君） 2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） これは、勤務時間は大体どれぐらいになっているのですか。

○委員長（田嶋輝雄君） 学務課長。

○学務課長（米澤秀一君） 1日6時間ということでございます。

○委員長（田嶋輝雄君） 2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 働いている先生方、1人1人の事情はよくわからないのですが、1日6時間拘束されて年の収入が68万円ということになると、まずこれは生活保護以下のお金になりますね。だから、非常に支援員というのは給料が安いのですよね。

多分、若い先生方の場合には、まず教員を目指して頑張っていると思うのですが、小学校の教員の競争率が20倍なんていう事態ですから、普通ではなかなか教員にはなれないわけですね。20人受けてようやくなれるかなれないかの状態ですから。

それで、町の責任というよりも、国とか県の責任になるのですが、おととのOECDの教育費のGDP比較を見ると、日本の国は世界で下から2番目の教育費だということで、先ほどの奨学金の問題であれ、今の問題であれ、この特別支援教育に係っている先生方も非常に安い給料で働いているということを実際に気の毒に思って、これを何とかできないかというふうに考えるものです。

以上です。

○委員長（田嶋輝雄君） 次にありませんか。

11番委員。

○委員（川村三十三君） 簡潔に聞きます。

188ページ、スクールサポーターと特別支援員の学校での役割、どのようにしているのか。そして、スクールサポーターは現在何人おるのか。

次は、192ページの図書費に絡んでです。小学校と中学校で単価が違うようですね。これは教育課長にとくと聞きますが、学級数、人数等によってこの図書費が決まるわけですが、従来であれば枠がちゃんと決まってきた。しかし、現在は一般地方交付税の中に入っていますから、埋没した形の中で図書費が来るものですから、果たしてそれが文科省が考えたような基準でもって学校に配分されているかどうかということなのです。この二つについてお尋ねします。

○委員長（田嶋輝雄君） 学務課長。

○学務課長（米澤秀一君） お答えいたします。

スクールサポートとは、知識や経験を活かして児童生徒に対しさまざまな教材の提供や授業のサポートというのがスクールサポーターでございます。特別支援員は、障がいのある児童生徒の支援をするということでありまして。それから、スクールサポーターについては、城南小学校1校でございます。

それから、図書費につきましては、20年度は19年度と比べて16%の増、21年は57%の増ということで増額されてきておりますので。

交付税に参入についてはわかりかねております。

以上です。

○委員長（田嶋輝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） 川村委員の図書費の交付税参入のことについてお答えいたします。

手元に交付税の参入項目の資料はございませんけれども、先ほど学務課長がお答えしましたとおり、私どもとしても議会での再三の御指摘と申しますか、御指導もございまして、全体の予算の配分の中でも学校図書費については十分配慮した形で、一気にというわけにはいきませんが、年々その割合を増加いたしまして、今は粗々の数字ですけれども7割前後にはいっているのではないかと。

あと、中央図書館と中央公民館の図書室がございまして。この図書費の中でも児童図書等の購入もされてございますので、まだまだ100%という状況ではございませんけれども、少しずつでも改善していきたいという姿勢でおりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（田嶋輝雄君） 11番委員。

○委員（川村三十三君） 今、7割程度と言ったことで、まだ3割あるのです。いわゆる文科省の上っ面をはねて、財政が苦しいことはわかるのですが、だから聞いてみないとわからないということなのですよ。ですから、私は中央図書館等に児童文学書をそんなに置く必要はなくて、学校教育の中で読書指導をいかに進めるかということが基本にあるのであって、学校で読まないのを中央図書館へ行って見るという子どもは、そうないと思いません。

ですから、そういう意味において、やはり今、財政課長が正直にだんだん上げてきたと、まだ3割ぐらい余裕があると言っていますから、来年あたりは3割やって満杯にしてくださいとお願いいたします。

教育委員会も遠慮しないで、やはり法律で決められたことはきちっと請求しなければいけない。教育委員会は町長部局の下部組織ではないわけですから、そういう意味においてもやはりきちっと主張するのは主張してやっていただきたい。

それから、先ほどのスクールサポーターですが、将来的には複数の教員でもって授業を指導していくということは大変効果があると言っていますから、町の予算等、年間で2人で100万でしょう。そうすると、小学校は4校ですか、あと100万やったら2人つけるのにいいでしょう。東通あたりは、あそこは金があるところですからないのですが、そういう方向で子供の教育について力を入れてほしいなということを強く要望しておきます。答弁は要りません。

○委員長（田嶋輝雄君） ありませんか。

6番委員。

○委員（田嶋弘一君） 双方のことで聞くのですけれども、小学校中学校のスクールバスのことでお聞きします。

バス停まで通う、スクールバスで通うのに利用する方は、大体遠くて800メートルぐらいの日もあれば、例えば直接学校に行く人もあります。

私は一般質問でも言ったのですけれども、交通量がふえる箇所には必ず小学校のスクールバスのバス停や、また、通学路として通っているところがあります。

まず、東小学校に通う、この間もいましたけれども、昭和村と榎林との間の歩道がほとんど歩けないような状況でありますけれども、それも私何年間もずっと言ってきたのですけれども、健全育成には学校の中での教育もありますけれども、交通教育計画というものもあるかと思えます。

その中でおいて、学校までたどり着いて初めて勉強が始まると思うのですよ。その交通量の多い場所において何か事故があれば、何ぼ教育教育といっても途中で事故でもあれば学校に行って勉強することはできませんよね。

それで、思い出してください。国道4号線ができて、交通量、また車も多くなりました、そのときに七戸も35年、40年ぐらい前に集団の事故があったと思います。これは天間林でもありました。ということで、このたび私、道路について重々一般質問をしました。その中で、天間地区、七戸地区において交通量がふえる場所ということで、教育長のほうも通学路をもう一度チェックしてほしいという話をした経緯があります。これは去年も言いました。ことし教育長がかわったということで、まだ再度言うのですけれども、交通量が多くて30数年前のことを思えば、予測されると思ったらやはり街灯なりそれなりのことをしてあげるべきと私は思うのですよ。

だから、来年は開通が始まります。交通量が多くなることも私たち町としても望んでいます。だといえども、学校にたどり着くまでの教育もひとつ必要ではないかと思うのですけれども、要チェックしてほしいなと思っているのですけれども、毎年言ってきたのですけれども、教育委員会のほうでこれが危ないという道路が指摘された箇所があるかと思うのですけれども、もし把握していたら教えていただきたい。

○委員長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（倉本 貢君） 田嶋委員にお答えいたします。

私自身も全く同感であります。校長会にはこのことを、学校の交通安全について厳しくこれに徹底して対応してほしいと。しかも、これを校長の一言ではなくて、職員の組織的な指導をお願いしたいと。

学校保健法が変わりまして、学校保健安全法ということに法律も変わっております。それを受けて、各校長先生方との面談もあり、一人一人の校長にさらに目を入れてこの指導をしております。

ただ、どこどこが危険箇所かということについては具体的に把握していませんので、早速把握したいなど、こう思っております。

交通の安全道路について、私は榎林地区について各何年間、学校に出入りしておりますけれども、保護者の方、PTA、あるいは学校支援の方々や通学路の安全ということを考えて切り払いをしたり、いろいろなことを地域の人が学校をサポートしている状況を見てきております。ただ、それだけではなくて、やはり学校自身で家を変える、あるいは家から学校に通学上無事に着くというようなことを再度確認して指導に当たってまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（田嶋輝雄君） 次に、ありませんか。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（田嶋輝雄君） 次に、193ページ10款5項1目社会教育総務費から、203ページ10款5項7目生涯学習振興費まで発言を許します

11番委員。

○委員（川村三十三君） 200ページの分館運営費補助金についてであります。

これは補助金全般についてお尋ねをしたいわけですが、分館だけでなしに決算書によりますと、いわゆるそれぞれの款項目に不用額が出ておりますね。補助金の中でも不用額が出ている。

この間、ちらっと不用額について申し述べた経緯があるわけですが、例えば卑近な例を申し上げますと税金の奨励費がありますね。これなんかを見ますと、今までは各町内会、または貯蓄組合等でそれを蓄積した経緯があります。これは自分たちの税金を納めた報償金としてもらうわけですから、私はそれをいいだらうと思うのですが、補助金はその年度内に使うべきだと思うのですよね。そうした場合、この補助金が余った場合にどうするかという処理の仕方があります。

きのうきょうあたり、千葉県予算執行上の問題が出ておりました。役所の人たちは、かつてはそういう悪慣習があつて、予算というものは年度内に使うべきだということでもんどん使う。そうしないと、翌年またそれだけのものをもらえないという悪い慣習があつたわけですが、私はこういうように財政が逼迫してまいりますと、補助金といえども不用額については吸い上げたほうがいいだらうと、町長にちらっとそのことは申し上げておりましたから、これは町長のほうから聞きまして、分館並びに諸団体に対する補助金の当年

度におけるこの不用額について、どのような処理の仕方を考えているのかお答えいただきたいと思います。

○委員長（田嶋輝雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時44分

○委員長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

町長。

○町長（小又 勉君） 川村委員の御質問にお答えいたします。

行政事務検討委員会でこれはずっと検討してきました。特に目立ったのは、非常に繰越金が多いと。いわゆる補助金よりも繰り越しのほうが多いというのも今まで散見された。ですから、これはだめだということを受けて、その検討委員会の中で検討した結果、とりあえずは繰り越す額については、いわゆるその予算に占める割合が10%未満であればまあいいと。それ以上であれば、いわゆる返還を求めるということになっております。これについても、おおむね大体そういう形でいこうということでありまして、さらに検討を加えております。

余ったのはすべて吸い上げる。特に非常に財政が厳しくなってきた時点で、とにかく無駄な補助はしないと。それから、もう使い切るというそういう悪習というのはさせないと。そこから千葉県みたいのは出ていると思いますけれども、我が町は一切それはないと思っておりますけれども、そういったものを防ぐということからも適正な施設ということで、もう要求の段階から精査してやる、そういうふうにしております。ということで、厳正にこれは運用していきたいというふうに思っています。

○委員長（田嶋輝雄君） 11番委員。

○委員（川村三十三君） その不用額について、いわゆる本監査の前に監査があると思うのですが、この監査の仕方は一体どうなっているのですか。

例えば、農林課なら農林課で補助金を出すと農林課長がやるのか、監査委員までがそこにタッチするのか、大変だろうと思うのですけれども、この辺のシステムがどうなっているのか、これは財政課長のほうでしょうね、補助金等についての使途の行方がどうなっているのか、それをどのように調べているのか、それを教えてください。

○委員長（田嶋輝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） ただいまの川村委員の御質問にお答えいたします。

通常一般的な各団体への補助金の執行状況に対する監査というのは、各所管する担当課が見ると。それですべて終えたものを監査委員が監査するとします。

現在のところ、すべての団体を1年間で見るということは事務的になかなか大変だということで、年を区切って抽出したもので監査をしていると。監査委員の監査については、私はそういうふうに思っていますけれども、各補助団体への監査は所管する担当課でしているということでございます。

以上です。

○委員長（田嶋輝雄君） 事務局長。

○事務局長（小林広一君） 監査委員事務局を担当しておりますので、私のほうから少し説明したいと思います。よろしいでしょうか。

委員も御承知のとおり、監査委員の職務権限は地方自治法の199条において規定されておりますけれども、監査の種類は例月監査、定期監査、それから今お話になっている財政援助団体の監査と、あと工事監査等いろいろとあります。

監査できる範囲なのですが、当該地方公共団体ですから七戸町役場全体の会計と、それから七戸町役場が財政支援を与えている財政援助団体というのがございます。いわゆる外郭団体と言っておりますけれども、それについては監査できるということになっておりません。

それで、ただいまの御質問の点ですけれども、財政援助団体への補助金の交付事務等については、各担当課がその団体を管理する立場にあります。毎年財政援助団体の決算が行われる際には、その団体の中に幹事なりが決算のときに監査を行っております。その後、町の監査が行われますが、この財政援助団体の監査は監査委員による監査と各担当課が所管する財政援助団体内部における監査と表裏一体のものでないのかというふうに考えております。

ただ、実は監査委員による監査は、財政援助団体については年1回のみを行っております。財政援助団体の数ですけれども、約120団体ございます。1日でやっているものから、当然これについては約1割、120件だとすれば12件ぐらいを抽出して監査している状況でございます。

それで、いろいろなこともありますので、これから監査委員の費用弁償の件とか監査日程のこともありますけれども、実施方法等については今後事務局としても検討してまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○委員長（田嶋輝雄君） 11番委員。

○委員（川村三十三君） 補助団体については、それぞれ監査委員がいるということは確かです。その所管長の長が監査をする。そして、それを全部監査をしていただくということになるのですが、今もし今回みたいな不祥事が出た場合における、直接相当出ているわけですが、この責任体制ということになると、これは厳しいものがあると思うのですよね。ですから、所管長の長が監査するというのとあわせて、監査体制というものを私は見直してみる必要があるのではないかと考えています。

補助団体と直属の課長とがなれ合いになっていると、悪い言葉で言うと飲み食いしたりして、こうやってちょうだいとか、それが千葉県あたりの悪い慣行だったわけですが、そういうようなことが起こるとすると1人の人間が監査するのではなくて、やはりその辺のところも町長の行政手腕として監査のあり方についても再考を促したいなと、こういうよ

うに思っているわけであります。いかがでございましょう。

○委員長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 千葉県の不祥事を受けての御発言かと思えますけれども、監査自体のシステムといいますか、それについては私はまあそれなりの体制でやっていると思います。問題は、なれ合いというよりも、まず原点から順番を追ったチェックの体制、これがあれば絶対防げたというふうに思っています。ですから、そういった意味での反省すべき点はいっぱいあります。

もちろん今言ったみたいに外郭団体で100を超える団体、これを町の監査委員が見るといってもなかなかできないと思います。その前にそれを所管している担当者、担当課がいるわけですので、その辺のチェックの体制もしっかりしていただくということで、それを見る我々もいま一度引き締めてその辺の特例をちゃんとして、そういった不祥事を二度と起こさぬようにしていきたいとそう思います。

○委員長（田嶋輝雄君） 11番委員。

○委員（川村三十三君） 先ほど補助団体120あって、その1割と言いましたけれども、1日でやるということは不可能です。会計監査委員みたいに抜き打ち監査ということも私は必要だろうと思います。どこをやるかということは、最初から決めてかかるとそうなるのだけれども、そうではなくて、そういう団体がたくさんあるのであれば抜き打ち監査みたいなものをやる必要があると思っています。要望です。

○委員長（田嶋輝雄君） 次、ありませんか。

8番委員。

○委員（三上正二君） 197ページ、2目の中央公民館費。

今の川村委員の発言と似ているところもあるのですがけれども、前に補助金の出し方、例えば分館のことについて前に私質問したことがあるのですがけれども、これは検討しますという答弁だったように私は承っているのですがけれども、その後どういう形になったんでしょうか。

○委員長（田嶋輝雄君） 中央公民館長。

○中央公民館長（二ツ森政人君） お答えいたします。

21年度からは補助金じゃなくて20万円の委託金ということでやっています。

○委員長（田嶋輝雄君） 8番委員。

○委員（三上正二君） 委託した補助金でも委託金でも同じ。というのは、私が前に言ったのは、例えば30人の組合員がいる部落がある分館があります。片方が百何十人も200人もある。事業量も二つしかやっていない。片方は10もやっている。確かに講習会とかそういうのをやるといえば、それはかかるのは50人でも100人でも同じだというのは、それはそうだろうけれども、でも、いろいろな団体でも、例えば別の商工会であろうが農協であろうが、いろいろな形でも出すときにはその事業量とかそういうのに合った形の中で補助金でも委託料にもなる。だから、減らすというだけの意味じゃない。ただ、少

なく見てもそういうアンバランスの不公平な部分があるから、それでどうなのと言ったら見直ししますという形では、委託費になったって結果的には中身は名前だけ変えてステッカー変えただけだ。それでは見直しだとは思いませんけれども、どう思いますか。

○委員長（田嶋輝雄君） 中央公民館長。

○中央公民館長（二ツ森政人君） おっしゃるとおりでございます。

今現在、集落の大きいところ、小さいところがございまして、それには一律同額で出しております。

ただ、その辺を今後分館長会議等を開いて、その辺を御説明して御理解いただいた上で多少の差をつけるような形で行いたいと思っています。

○委員長（田嶋輝雄君） 8番委員。

○委員（三上正二君） もし財政的にきついならきついで、別にこの形で小さいところを減らしてとかそういう意味じゃなくて、大きいところはもっと必要かもわからない。だけど、多少差をつけるよりも、何かの基準を設けないと、あんばいつけてそっちは1割そっちは5%上げるからと、そういうことじゃなくて、そういう基準とかがないと困るのではないですかという意味です。

それから、これは今すぐには直らないのでしょうけれども、旧七戸地区と旧天間地区、分館のあり方。例えば、前にこれをだれだったか質問したら、七戸地区については中央に南公民館があるからそれでカバーできるのはかなりあります。でも、一番遠い人は3キロも4キロもある。カバーされていれば。だけど、天間地区には中央公民館があったり、隣の人も分館に入っている。でも、これというのは、前に委員会でも話をしたことがあるのだけれども、やっぱりこの辺もすぐにはできないにしてみてもその辺もだんだんに、よく6番委員の田嶋議員も言うけれども、5年も6年もたてばそろそろ1回に行かなくてもそういう方向性を出していかなければならないと思うのですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。その二つ。

○委員長（田嶋輝雄君） 中央公民館長。

○中央公民館長（二ツ森政人君） その辺も踏まえて、そのような方向で進めていきたいと思っています。

○委員長（田嶋輝雄君） ありませんか。

6番委員。

○委員（田嶋弘一君） 今の分館のこの内容の一つと、もう一つは前にも言いましたけれども、合併する前に天間地区においては町民運動会をやるということでグラウンド整備、数千万円かけて直して、1年やって沈没し、もう合併したので向こうにないからちょっと控えましょうということで、それからやっていないのですけれども、それからちょくちょく私お話ししたのだけれども、駅伝とは関係ないかもしれませんが、陸上競技というものが運動の中では一番大切だ。何スポーツをやるにも走ることが一番だと思います。

その意味でも、再度、分館でできなかつたら町会でもいいし、名前を変えてでもできるのであれば町民運動会の開催をしてほしいなど。また、前にも言ったけれども、どれぐらい検討したかお知らせください。

それともう一つ、202ページ、美術館についてお伺いします。

美術館に関しては、館長が県の館長ということで、我が地区としてはうれしいことなのですけれども、我が町から館長がいなくなると美術館が停滞するのかなと思いましたがけれども、ことしも上々に進んでいるようですけれども、ここで駅も来年開通とともに高山美術館も名前が売れていくと思いますけれども、館長はこれから規約が3年だったと思うのですけれども、その間だれかが留守をしなければならないと思います。その館長をどのような形で選んでいるか、また、高山美術館前館長は今まで努力してきたのですけれども、今、屋根がどうのこうのということもありますけれども、館長についての報酬、いろいろさまざまのようになっているかお伺いいたします。

○委員長（田嶋輝雄君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（桜田 明君） 田嶋委員の陸上競技場を使うために町民運動会を開催したらどうかという質問にお答えいたします。

昨年度の質問にもありましたけれども、合併協議会において17年度から天間地区は廃止していったという経過があります。そして、七戸地区においては16年度から廃止していったという経過がございます。そのために、私たちとしましては、交流会という事業で昨年度まではグラウンドゴルフ、それから綱引き競技を実施してまいりました。

田嶋委員のどのような内容で検討しているのかと、町民運動会についてということですが、そのときの合併協議会で町民運動会を実施しないという内容で決まったのに対して、今現在どのくらい町内会、あるいは分館の方が参加できるのか。実質的に参加できないところは出ないで、参加するところだけで町民運動会を実施してやったらどうなのかという内容もございましたけれども、今そのところを各分館、あるいは町内会に調査を出して検討してみたいと考えております。

以上です。

○委員長（田嶋輝雄君） 続いて、生涯学習課長。

○生涯学習課長（花松了覚君） お答えいたします。

まず、美術館長の任命についてですが、館長は理事会の承認により理事長が任命しております。

それから、館長の報酬の件なのですが、今まで高山館長のとき月額30万ということでしたが、現在も同じ30万ということで支給しております。

ただ、本人はそれほど要らないということは話をしたようですが、年間120万程度を寄附する予定ということでした。

以上でございます。

○委員長（田嶋輝雄君） 6番委員。

○委員（田嶋弘一君） 町民運動会ですけれども、昨年もその話が出て1年たって、ことしも1年たって、片方は合併する前に運動会をやるというグラウンドを整備して、合併と同時にやらない。復活もない。何のために金をかけたかわかりませんが、そのときはそれでいいということで予算をしているわけですね。それで今回できないとなったと。やるのだったらやる、やらなかったらあのグラウンドをこれからどうするか。答えを出してほしいのです。

それから、むやみにだれも何も使わない状況の中で、ただただ掃除していても私は意味がないと思います。やらないのだったらやらないなりに、その跡地をどうするかという考え方も必要かと思えます。それぐらいちゃんと決断していかないと、これから我が町は大変だと私は思いますよ。

今の美術館の館長の話ですけれども、それなりに人が集まって館長を決めるという話でしたけれども、前館長は中央に行ってもかなりの人だという話も聞いて、その中で彼女からこれぐらいの金額でいいでしょうという形になったと思います。

そこの中の従業員と言えいいのかわからないですけれども、そこに学芸員として勤務される方は、そういう学校を終わって来てそれなりのつながりがあるかと思えます。代行を努めるのだったら、職員がある程度のことをやってくれると思えます。また、前館長も七戸のことを心配して、それなりのことを言葉をかけながら多分やっているかと思えます。

新しい館長について、前館長と同じだけれども、その後からきちんとする。どこにそういう約束、書き物というか、それぐらいの適当な感じでいいのかなというのを私は感じるのですよ。

今、財政の話で、きのう教育長から話がありました。ぜひ屋根を直してほしいという話の中で、もし館長が非常にこれだけの経費が、館長代がかからなかったら、3年分であればもう来年からでもとりかかっても、ことしでもというふうに私は感じるのですけれども、お互いちゃんとした約束事がそうであったらちゃんと示した形で運営していただきたいなと私はそう思うのですけれども、その辺答弁していただけますか。

○委員長（田嶋輝雄君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（桜田 明君） 田嶋委員の町民運動会について、陸上競技をどのように使っていくのかという御質問でございます。

現在、陸上競技場は中学校の陸上部、あるいはスポーツ少年団の陸上部が使っております。そして、陸上競技場にはソフトボール場も併設されております。そして、ソフトボール、野球場にもまた使われております。その意味においては、陸上競技場の必要性は十分あるだろうと考えております。

また、町民運動会については、今まで課内、あるいは教育委員会内で幾らかずつでもちょっと話をしながら、意向を聞きながら対応してきましたけれども、これからは町内会、あるいは分館のほうに具体的な形で実施すれば参加できるのか、実施する必要がある

のか、その内容で来年度予算を決定する前に意向の内容を取りまとめていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（田嶋輝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花松了覚君） 館長の報酬の件なのですが、寄附についての約束事といったものはないのですが、お金という形ではなくて、現在は車両の借り上げという形で、それは館長名義で借りているということです。美術館の公用車ということでございます。美術館で独自に公用車を借り上げしているわけなのですが、それは館長の責任において借りるということになっております。

以上です。

○委員長（田嶋輝雄君） 6番委員。

○委員（田嶋弘一君） 内容的にはその話ですけれども、私が言いたいのは前館長と互角に、例えば絵の値段からすべてわかる人が、絵の内容もわかる人が、学芸員という方がいるでしょう。その人のほうが職務兼用というわけではないけれども、館長に対しては毎日常勤なのですか。それで、そういう形をとるのであれば、それなりの報酬もあろうかと思うけれども、もう少し吟味してみる必要があれば、私、屋根は簡単にできると思うのですけれども。

○委員長（田嶋輝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花松了覚君） 学芸員の仕事というのは、美術資料の調査研究というのが主な仕事になっています。そして、その身分は、現在、生涯学習課の職員となっております。生涯学習課で常駐して、国の重要有形民族文化財の絵馬とか、あとは町所有の美術資料の調査研究ということを中心とした仕事としております。

ただ、財団に学芸員がいないため、事業の企画実施に係る部分を協力して働いたり、連携して取り組んでいるわけでございます。

少し変則的な勤務形態となっておりますが、うちのほうでもいろいろ仕事をお願いする場面もあり、今の形が非常にベストではないかというふうなことで配置しておりますので、どうぞ御理解をお願いしたいと思います。

○委員長（田嶋輝雄君） 16番。

○委員（白石 洋君） 館長の報酬の問題ですが、一つに聞いているのは、田嶋さんは前館長は大体厳しい財政の中だけでも月30万ぐらいが妥当ではないかというふうな方が、今度は県の美術館のほうへ行きました。後任に、今、戸館さんが行っていますね。この方との知識というのですか、何て言うんですか。まず、ひばりさんが最高のベターだということで30万にしたのだということであれば、もう少し安くてもいいのではないかという感じで私も聞き取ったのですが、そのことは別として、一番心配されるのは、やはり議会の中で、この議論の中で、報酬をそんなにもらわなくてもいいのだと。しかし、そのかわりに美術館としての機能の中で、移動する際の足をその報酬の中で処理をしていくの

だということは、これは絶対ベターではないですよ。問題がありますよ、これは。事故の問題もあるし、いろいろな責任の問題が出てきますから、これはおたくのほうの課の中でいろいろと協議をして検討をしなければ、これはやっぱりだめだと思いますよ。

それ以上のことは言いませんが、このことについてひとつくぎを刺しておきたいなと思いますので、よろしくどうぞお願いをいたします。

○委員長（田嶋輝雄君） 次に、何かありませんか。

10番委員。

○委員（原子 孝君） ただいまの美術館の館長の件について、町長からお尋ねします。

今後、来年度の予算作成を控えまして、ただいまの館長の報酬等々について、今までの質問委員、あるいは答弁の中でその内容が明らかになりましたので、その分は省略しますが、先ほど申し上げた来年度の再編成であって、館長の報酬について減額する意思があるのかないのかお尋ねいたします。

○委員長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） いわゆる理事会の中で館長が新たに選任されたというのは、後で聞いておりました。

報酬についての額の妥当性というのは、今ここで私、多い少ないというのは申し上げることができません。これから理事会もありますし、あるいはやっている仕事、なければならぬその立場、そういった等々を十分検討してみてそういう結論を出していきたいというふうに思っています。

当然これは美術館に対しての町からの委託で、いわゆる理事会というのはそういったもので十分検討しながらの決定ということになっていると思います。ですから、私も実はその理事になっています。

ただ、この決定の経緯については入っておりませんのでよくわかりません。ですから、そういう経緯を聞きながら、理事会でも当然これは発言をしていきたいと思えますし、それを受けてのこれからの予算案措置ということにもなると思えます。その辺でひとつ、もう少し時間をいただきたいと思えます。

○委員長（田嶋輝雄君） 次に、ありませんか。

14番委員。

○委員（田島政義君） 今の件なのですが、これは美術館についてはそれなりの知識がなければならぬ。同じ理事の中でも。やはり今の館長は、それなりに中部の局長をした時代から美術いろいろなものをやっていたから、どうしても本人も受けたくなくても、いろいろ後で聞いたところによると、やはり専門的な知識は今の館長よりは七戸ではいる人がいないということで受けたと。ですから、今、白石委員が言うように、車とかそういうのではなくて、報酬は報酬、それだったら館長は行ったり来たりするための、結局、青森行ったりとかさまざまやっていますから。東京行くとか。結局、今の特別展をやるにも全部館長が動いているのです。そういう費用をみんな自分で恐らくやっていると思うので

す。ですから、そういうのをきちっと指摘されたとおりに、報酬をやったらそれなりの車は車で、この部分はと明確にしておかなければ今みたいなのが出ますから、やはり今のところ知識的においては、初めはどうしたらいいかなというときも、もっとあるのではないですかと、役場終わった方でも。だけど、いろいろな知識、いろいろなものを見ても専門的な分野においては、やはり今の館長しかないということで決めたというのは聞いています。

ただ、今こういう問題が出れば、議会でこういうのが出ると非常に本人もやりづらいと思うので、やはりそういうのをきちっと明確にしておいて明確に答弁できるようにしておかないと、町長も理事としてなかなかこれは明確に理事会をやっておかないと町長も困ると思うのです。あなたも理事ですから。そういうのをきちっとした形の中で議会で答弁できるようにしておいていただきたい。よろしくお願いします。

○委員長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 私は、先ほどの各種団体への補助金の問題についてですが、この問題について、たしか昨年だったと思いますが、川村議員から補助団体の監査をやっているのかという質問が議会の討論の中であったわけです。皆さんも御記憶だと思いますが。そのときに、各団体の監査はきちんとやっているという答弁がされているのですよね。しかし、それから1年後にまず問題が発覚しているわけですよ。だから、あのときの川村議員の指摘がきちんとされているならば、もっと早くわかるとか、あるいは防げたのではないかと私は考えます。

それで、今も監査のやり方とか会計の処理のやり方についていろいろな答弁がされていますが、私は町長に伺いたいと思いますが、この事件を教訓にして監査のやり方なり会計の処理をどういうふうにするのか、何か文書に残す必要があるのではないかとこのことを感じます。

それから、この会計の処理においては各課の責任も大きいと思いますが、今度の場合には各課の責任、課長の責任は、直接の処分とかという形では問われていず、町長と副町長が処分を受けていますが、この各課の課長が前の川村議員の後、多分、質問の後にさまざま会計の監査などを行っていると思いますが、その辺もきちんと各課の課長の責任というのもこれからは会計の処理において明確にすべきではないかと。

もう一つ、処分の公表の問題でも一般質問で提起されていますが、これについても町長がいろいろ答えているのですが、これも文書で残す必要があるのではないかと。私は、会計のやり方や各課の責任、あるいは今言った三つ目の問題など、きちんと公表の問題なども文書にして12月議会あたりまでに提案する必要があるのではないかとと思いますが、町長いかがですか。

○委員長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 佐々木委員にお答えいたします。

まず、これに伴って職員で直接責任を負うべき立場の人間は、しかるべき処分をしております。それから、この再発防止のために、実は課長会議でもチェック体制とかそういったもので話をしました。それから、全職員に対しての会合を持って、集会を持って話をしておりますが、今、御意見がありました、いわゆる文書化して、その手順なりマニュアルなり残したほうがいいのではないかとということでございますので、それは検討してみたいと。しっかりした文書でそういったチェックの体制、あるいは内部のそういう会計検査の態勢、そういったものをしっかりマニュアル化したいと。それで文書に残して送るようになりたいと思います。

それから、処分の公表の文書化ということですが、これは文書であるその基準に基づいた処分ということでもあります。ですから、どういふのかちょっと今理解できませんが、いわゆるそういったものに基づいて公表しているということでございます。

○委員長（田嶋輝雄君） 議会事務局長。

○事務局長（小林広一君） 佐々木委員にお答えいたします。

ただいまの監査の結果を公表しているかという御質問だったと思いますが、どの監査においてもすべて公表して町長にも報告ということにしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（田嶋輝雄君） 2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 基準の見直しということについては、たしか町長が減給したと思うのですが、公表の基準の見直しは考えていないのですか。

○委員長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 公表の基準の見直しですが、これはずっとすべての項目をじっくりチェックしてみて、これは妥当であるというふうに思っています。

これから私、減給したのが運用についての見直しということでもあります。あれを見れば大体わかると思いますけれども。だから、いろいろなタイプの懲戒処分というのがあります。ですから、いろいろなものを考えれば妥当な公表基準であろうというふうに思っております。

ただ、今回の2人の場合のああいうケースの場合は、その運用についてはひとつ見直しをして、片方は公表、片方はしないというふうなことのないような、誤解を招くことのないような形での運用の見直しというのをしていきたいと、そう思っています。

○委員長（田嶋輝雄君） 2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 町民感情としては、町民のお金を、税金を着服というのは、簡単に言えば自分で盗んだということで、そういう職員の名前を公表しないのは納得がいかないというふうに考える人もいますものですから、この基準の運用ということについては、さらに工夫が必要だということをお願いしまして、私はこれで終わります。

○委員長（田嶋輝雄君） 8番委員。

○委員（三上正二君） 前にたしか合併する前にはこの事務的な、合併したものだから事務的な形で、今のこの管理体制というのですか、そういう形では通帳と判こは別々ではなかったのですか。なんか七戸では通帳の判は別々に保管するよという話だったけど、聞いたら天間のほうでは1人が両方持っていたと。とするならば、両方ながらそうであれば今の問題が起きてても不思議がないのですけれども、片方が別々に持っていったと、片方が旧七戸の場合は。旧天間の場合は両方一緒に持っていったのは、例えば合併したときに、その協議の形の中でどういうふうな形で管理をするかというのは協議なされたと思うのですけれども、その辺のところはどういうふうになって1人が通帳も判こも管理するという事になったのでしょうか。

○委員長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） これですけれども、もう基本の基本を守っていなかったと。これは実は協議以前の問題で、当然もうそういう外郭団体の会計の経理があつたら、通帳と判こというのは別々の人間。それをちゃんと上、上とチェックしていくのが当たり前だと思います。それがなされていないというところに基本が外れていた。その辺からこういったものが起きたということでありまして、これもこれからに向けて基本をしっかり守れと、これも話をしておりました。それが原因で起きたということでありまして。

○委員長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（田嶋輝雄君） 次に、203ページ10款5項8目コミュニティー推進費から、209ページ10款6項3目温水プール施設費まで発言を許します。

6番委員。

○委員（田嶋弘一君） 208ページのところなのですけれども、保健体育費の1項目のところ、郡体育協会負担金のところともう一つ、町体育協会補助金、このところなのだけれども、同じく30万ぐらいずつ上がって、計60万というふうに見積もりよりもあるのですけれども。

それともう一つ、下の体育施設のところの13節で環境整備委託料と体育施設管理委託料のところをお聞きします。

○委員長（田嶋輝雄君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（桜田 明君） 田嶋弘一委員の御質問にお答えいたします。

郡体育協会負担金、これは19年度より30万ふえております。これは、北奥羽大会が上北郡が主体になったことにより、郡内市町村が負担し合って各30万負担するという事になりまして30万ふえたことによりまして。

次に、体育協会の補助金でございます。体育協会の補助金も同じく30万ふえております。これは七戸、あるいは天間林運動公園を主会場としまして、第43回朝野球選手権大会が実施されました。これで参加数が大体県内40チームが来て実施されたわけですが、七戸が主会場ということで30万補助金をふやしたという内容でございます。

次に、環境整備委託料と体育施設管理委託料でございますが、これは質問というのとはどういう内容で。

○委員長（田嶋輝雄君） 6番委員。

○委員（田嶋弘一君） この環境整備委託料のところの内容と体育施設委託料、これは多分B&Gと思うのだけれども、裏に行けばプール監視のほうもあるからあるのですけれども、この経営的に一応プールが二つあるので、これがこの上とこれがくっついているのか、環境整備委託料での内容がどういうふうになっているかお聞きしたいのです。

○委員長（田嶋輝雄君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（桜田 明君） 質問にお答えいたします。

環境整備委託料というのは、七戸運動公園、それから天間林運動公園の環境整備でございます。主にシルバー人材センターのほうにお願いして実施しております。

また、体育施設管理業務委託料でございますが、七戸地区にある七戸体育館、あるいは武道館、あるいは讃道館、就業改善センターの管理委託料でございます。

それから、B&Gの委託料でございます。B&Gについては南部縦貫鉄道さんに委託しております。あとのものは清掃だけではないです。例えば夜の5時以降の管理ということになります。これは七戸地区でございますが、天間林地区の管理も同じような内容でございます。これはシルバー人材センターのほうにお願いしております。

以上です。

○委員長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

11番委員。

○委員（川村三十三君） 203ページの文化財保護に係ってですが、世界遺産に絡んで二ツ森貝塚が脚光を浴びてまいりましたが、現在、二ツ森貝塚遺跡の中に貝塚は現存しますか。それから、現在の状況を見ると、住居が二つ建っていますね。多分、世界遺産の指定ということになると、今、平泉が準備をして、その次が北東北の縄文文化ということになっているのですが、そうすると町当局に対しても現状では多分世界遺産の指定に耐えられないだろうと私は思う。そうした場合に、現状の二ツ森貝塚があるのかないのかも含めて、それからこれから整理しようとした場合、町の体制が整えるか、財政的にもですよ。恐らく今から打診が来ていると思うのですけれども、その辺のところをお知らせください。

○委員長（田嶋輝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花松了覚君） お答えいたします。

二ツ森貝塚の貝塚は現存するかということでございますが、現存しております。あと、世界遺産への取り組みの状況なのですが、北海道・北東北を中心とする縄文遺跡群ということで、現在、12市町、15遺跡が交付税資産となっております。あの二ツ森貝塚はその一つになっているわけですが、県では今年度から青森県知事を本部長とする推進本部を立ち上げ、平成27年を目標に登録への取り組みを始めております。

とりあえず8月10日には関係市町村の担当者と構成するワーキンググループ、それから25日には県の担当課長で構成する幹事会、そして9月3日には関係市町村の担当課長で構成する推進会議を立ち上げております。

今後の予定としては、9月21日に専門会委員会ということで、これは大学教授、研究家のグループなのですが、それを立ち上げ、10月中旬には推進本部を立ち上げる予定でおります。

七戸町としての取り組みなのですが、まず、最低限必要なのは二ツ森貝塚が国指定の史跡でもありますし、保存管理計画の策定が最低限必要になっております。これについては、今年度から準備委員会を立ち上げ、来年度の策定を予定しております。

あとは、関係市町村、地元の意識の高揚を図るためにいろいろな活動をしておりますが、七戸でもそういった取り組みをしたいと考えております。

以上です。

○委員長（田嶋輝雄君） 11番委員。

○委員（川村三十三君） 貝塚は現在本当にありますか。私は50年前にあそこの貝塚の発掘に参加したことがある。その際は、貝塚が2メートルぐらいの高さで土類みたいにならずとつながっていたんですよ。しかし、当時はこんなものをここに何ぼあっても農業生産には役に立たないということで、非常に邪魔者扱いをされたのです。ですから、ほとんど私は二ツ森貝塚のこの土類ではないのですが、積まれた貝塚というのは私は現存しないものだと思っています。

ただ、掘れば所々にそれは出てくることは確かでありましょうけれども、貝塚というのはそういうものではないでしょう。五つや六つ出たから貝塚だとは言っていない。大森の貝塚にしたってそうですよね。ですから、多分これから世界遺産の指定を受けるということになる、町のそういうような要請が来るし、町独自でもって予算化するというになると、これは抵抗がある。確かに国の指定ですから協力せざるを得ないわけですが、それ相当の助成金がないとできない。

次に、このことによって中世の城跡である七戸城はどうかと。これは大変なことですね。現在も、もう既に委託管理費等で百何十万の予算しかない。恐らく西館曲輪等の建設はだめになるのではないかとというのが懸念するわけでありまして。あれほど喧伝した中世の北方の最前線であった七戸城というのは、これから捨てられるということになると、これは先人にとっても大変失礼なことには当たらないかと思うし、今まで研究されてきた方々に対しても礼を失することになるのではないかと私は懸念するのです。ですから、二ツ森貝塚の指定とあわせて、いわゆる中世の館のその方向性というものは私には目に見えてこないわけです。私が生きていたときには多分不可能だろうとは思いますが、その辺の見通しがありましたら担当課長、そういう意味で二つの点についてお答えください。

○委員長（田嶋輝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花松了覚君） お答えいたします。

まず、二ツ森貝塚の件なのですが、確かに長いものトレンチャー等で破壊されていることは事実です。しかし、発掘調査の結果、それなりの遺構が検出され、その後に国指定になっておりますので、それなりの価値が認められたと判断しております。

次に、七戸城の整備についてですが、現在のところ急施という形になっておりますが、計画では平成24年をめどにというふうなことになっております。

以上でございます。

○委員長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（田嶋輝雄君） 次に、209ページ11款1項1目現年債農地農業用敷設災害復旧費から、217ページ14款1項1目予備費まで発言を許します。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（田嶋輝雄君） それでは、一般会計全般にわたり発言を許します。

8番委員。

○委員（三上正二君） 二つ三つほど。

先般、企画財政課長からこの工事のやつの入札一覧をもらったのだけれども、それはそれでいいのだけれども、先般、この中の種類の中で、工事番号で言うと50号と46号、これは多分私知らないから教えてもらいたい。普通、指名業者名と書いているのですけれども、これは、あのときは条件つき一般競争入札ではなかったのでしょうか。それでもやっぱり書類にはこういう指名業者名という形になるのでしょうか。

その条件つき一般競争入札の件なのですけれども、この前もちょっとさわりで言ったのですけれども、議会にかかるというのは5,000万以上なければかかりません。それ以外のものは議会の議決を要しないということになるのですけれども、この前、財政課長が言うには、やっぱり地元業者のことを考えてそういう形で指名していると、それはそれでいいのです。私も今までは、その条件つきという形がわからなかったものですから、指名競争入札ということだけだなと思ったのですけれども、この前やってみたくて条件つき一般競争入札というものがこの前初めてわかりましたので、もしそうであれば七戸町に本社を置く業者であればという条件を付して、今やっている、体外見るとほとんどが指名されているのですけれども、そういう形のほうがしっくりするのではないかと思うのですけれども、その辺の見解はどうでしょうか。これは町長でも副町長でもどちらでもよろしいですけれども。

○委員長（田嶋輝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） ただいまの三上委員の御質問にお答えします。

条件つき一般競争入札は、その施工をするということで要綱をつくりまして、年度内に発注する工事の中から実施してございます。

この条件つき一般競争入札、あるいは等級等を決める際の例えば10年以上営業期間と

か、それらの今までに出されました懸案といたしますか、ものについては、現在、入札委員会と等級審議会合同の会議を持ちまして、入札制度に関する検討会議を立ち上げて今検討をしているところでございます。

これらも早急に結論を得まして、来年度4月、年度ですので、4月から実施できるものは実施していきたいという方向で鋭意検討をしておりますので、その中に条件つき一般競争入札の実施についても項目として上げてございますので、いましばらく時間をいただきたいと思っております。今現在検討中でございます。

○委員長（田嶋輝雄君） 8番委員。

○委員（三上正二君） 例えばその中で、多分これは普通の工事業者の人たちはいいでしょうけれども、ただ、恐らく設計とかそういうのはないから、これは今までどおり指名しかないのだろうなとは思っておりますけれども。

それともう1点、その件はそれとして、私たち目にするのは大きい5,000万円以上のをやるのだけれども、ただ、それ以外に、例えばこの書類をつくる時も役場で鉛筆で確認してみても何してみても、恐らく油か何かただでない金額の物品需用費があると思う。でも、それというのは、この形の中では何ぼ何に使ったというのは足し算すればわかるのだけれども、例えばこれは恐らく各課でものを発注したりするのも結構あると思うのだけれども、それは私たちは教えてもらうわけにいかないのだろうか。

というのは、先ほど川村委員が話したけれども、不祥事というのはなれ合いの形になれば出てくるわけで、私も頼むのはちょこちょここういうふうにして落札とか議会に来ないものについても議員として見ても議会に議決を経ないにしても自分たちが目を光らせていく必要はあると思うのですよ。今すぐは、これはかなりの数になると思うのですけれども、別にそれが誤っていると不正があるという意味ではないのだよ。ただ、私たちが議員の形の中で、私も見たことがないし、どこかからとっているのはとっているのだけれども、実際ものはあるけれども、だけどややもすればそのなれ合いの形で、さっきしゃべったのではないけれども、酒を飲みながらものを決めたということもあるかもしれないし、ないとは思いますが、そういう意味合いでお知らせ願えないものでしょうか。

○委員長（田嶋輝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、設計等の指名といたしますか、業者の選定は今までどおりかという、まず第1点目の御質問でございます。

指名等の業者選定につきましては、その判断基準が全町村大体同じようなやり方で、統一の基準というのが策定されてございませんので、今までは町の実績とか今まで指名したことのあるというところで各課から提案されたりというふうなやり方で実施してきてございます。

あと、130万円以上の設計額であれば入札ということで、これは規則でうたってございます。それについては町のホームページで公表してございますけれども、それ以外の例

えば工事であれば130万、物品の購入であれば50万とか、その項目ごとに金額の多寡はありますけれども、公表になっていない随契の部分の公表もなるべくという御要望でございます。

これは、今まで事務としてはなかった部分でございますので、各課長会議等でもこちらのほうから要望として出しまして、検討を踏まえてなるべく可能な部分については出せるように今後意見の取りまとめをしながらいきたいと。

今ここで私の一存で即答というわけにはいきませんが、そういう方向で検討していきたいと思えます。

以上です。

○委員長（田嶋輝雄君） 8番委員。

○委員（三上正二君） 多分このままのわけではないと思うのだけれども、インターネットで見れない部分の額というのはわからないですね、今ここで。それはそれでも、後でもよろしいので、全体の形、それを全部を含めた形の中で需用費、各課とか私たち議会にかからない部分も含めてもいいからそういう形をどれくらいかを教えてほしいと思いますけれども。それは後でもよろしいです。

それから、きのう話した道路の件に関してなのですけれども、私、夕べ考えてみて、国有地が線引きされてという形の中でそういう問題が起きたという話ですね。でも、そういうふうにして払い下げして町有地になったという形では、そういう形ではこの町の中にはどれくらいあるのですか。結局結果的に、それこそ今まで国有地なので堺がどこなのかわからないとか、そういう問題が往々にして起きる可能性がうんとあることになるのです。だから、そういう箇所というのは、後でもよろしいのですけれども、今すぐは昼になるからわからないけれども、それをお知らせ願えれば、それでないとこれはまた同じことが起きるのでお願いします。

○委員長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（神山俊男君） お答えします。

いわゆる当時の大蔵省で管理していたものが、それから大蔵省の役所の名前が変わって財務省というふうになって、それで管理していたのが平成17年に所属市町村に所有が移ったわけですが、これはいわゆる里道とか水路とかそういう構図上で無地番の部分でございます。

それで、この箇所が今委員御指摘のように町管理になった経緯もありまして、隣接する境界とかそういう部分で結構問い合わせがあつて、我々も構図を持って、測量士ではないのですけれども境界のところを協議して、町を代表した建設課と地権者と合意するような形で境界を設定しておりますけれども、これの筆数とか件数というのが、何しろ地番を振っていない部分であります関係から、台帳上で何千筆、何万筆と拾い出すというのもある意味無理な部分がありまして、いわゆる白地の部分でございます。

だから、我々もどれくらいあるのか、その管理する町全体の地図みたいなのはあります

けれども、それを数えてみたりとかそういう作業は行っておらず、ただ相当あるだろうなという漠然とした中で、国の時代であれば一番近くて青森の財務事務所に行って協議しなければならなかったものが、今は町でできるという利便さもありまして、その都度その都度我々が対応しているのが現状でございます。

ちゃんとした答えにはならなかったと思いますけれども、一応現状も含めて報告しておきます。

○委員長（田嶋輝雄君） 8番委員。

○委員（三上正二君） でも、わかった事情はそうだと思う、だけれども構わないでおけばまた同じことが起こる。だれも知らない塚を打っていない、問題が起きれば協議して、ここはこれくらいこれだ、いや入ってない、そのまま黙っていたらなくなってしまうべ。そうならば、かえって罪人できることになる。

だから、これはすぐに、きょうあすに全部できるということではないにしても。少なくとも、ここにこういうのがあるぐらいは把握していたほうがいいと思います。そうしないと、自分たちの町有地でありながら、町で管理してありながら、どこに何があるのか、たまたまこの間の物件だって、隣近所の人としゃべったからこういうのが出てくるわけだ。もちろんみんな回って歩くわけにはいかないにしても、少なくとも図面上の形では時間あるから1年かかるのか2年かかるかわからないけれども、その整備だけはしておいたほうがいいと思います。答弁は要りません。

○委員長（田嶋輝雄君） 次に、ありませんか。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって平成20年度青森県上北郡七戸町一般会計決算書の質疑を終結します。

ただいま審議中でございますけれども、途中で昼食時間にしたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

（「異議なし」と全員呼ぶ）

○委員長（田嶋輝雄君） ここで、昼食のため休憩したいと思います。

1時までといたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○委員長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

決算審査を続けます。

平成20年度七戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより質疑に入ります。

235ページから247ページまでの歳入全般にわたり発言を許します。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（田嶋輝雄君） 次に、歳出に入ります。

11番委員。

○委員（川村三十三君） 国民健康保険について、前に説明を聞いたのですが、余りにも収入未済額が多い。収入未済額については説明を聞いたからもう聞きませんが、延滞料について聞きたい。

これは納付していないと、納付までの間に期間をどれぐらい置いて請求するのか。それから、延滞料は他の一般の公定歩合等も含めて、非常に私は高過ぎると思うのです。法律で決められているといえばそれまでの話ですが、非常に延滞料が高過ぎる。したがって、延滞料も元金プラス延滞料ということになると、ますます納付者が苦しくなるわけですが、延滞料については町の条例等で安くするわけにはいかないのでしょうか。これは全国一律に延滞料というのは、それから督促状を出す場合100円でしたか、一番最初。この辺はどうなのですか、お答えいただければと思います。

○委員長（田嶋輝雄君） 税務課長。

○税務課長（似鳥和彦君） 川村委員の御質問にお答えいたします。

延滞料の関係でございますが、納付期限を過ぎた後に延滞金が発生いたします。ただ、延滞金というのは督促状を発付して相手に着いてからこちらは徴収いたしますので、督促状は20日を期限にやっております。

町のほうで収納するのは、銀行から来るのも何日もおくれるときもございますので、その辺をチェックしながら督促状を発付しておりますので、31日の納付期限であれば21日から実際の延滞金は発生するようにしております。

あと、率が高いということでございますが、最初の1カ月は現在は7.5%、1カ月過ぎてからは14.6%ということになってございます。この7.5%というのは、昨年とはしか7.4%。これはその歩合の状況に応じて率が若干変わるときがございます。今回は、今は7.5%でございます。

高いと申しますのは、確かに普通の銀行とかの利息に比べると高いわけでございますが、いわゆる税の本来の姿は納付期限内に皆さんに支払っていただくというのが税の本来の考え方でございますので、そういう意味ではちょっと払いがおくれたということで高くなっているのでございます。これは全国大体この額で同じでございます。

あと、督促料の100円につきましては、印刷代とかいろいろな要素を含めて、以前は80円でございますが100円になってございます。

以上でございます。

○委員長（田嶋輝雄君） 11番委員。

○委員（川村三十三君） 全国的に延滞料が高いということで、例えば年金生活者にとって預金利息なんていのは0.0何%とかということになっていきますよね。それから見ると7.何%というのは何百倍でしょう。だから、自治体自体が弱いものいじめといたら何ですけれども、本当に弱い人に対してまたむち打つような感じで7.何%、そしてまたそ

れが過ぎると10何%の利息ということに対しては、これは大変ですよ。それは複利経済にはなりませんか、どうなんですか。

○委員長（田嶋輝雄君） 税務課長。

○税務課長（似鳥和彦君） 川村委員の御質問にお答えいたします。

延滞金は、その未納の額の日数の、例えば14.6%でございますので、積み上がるということですよ。それはございません。あくまでも本税の何%かということでございます。あと日数ということで。ですから、例えば1年たちますと、本税の単純に14.6、1カ月引いた残りですけれども、そうなりますので、複利で積み上がるということとはございません。

以上でございます。

○委員長（田嶋輝雄君） 11番委員。

○委員（川村三十三君） 町条例で率を減らすというわけにはいくのですか、いかないのですか。これは全国一律ですか。どうなんです、これ。

○委員長（田嶋輝雄君） 税務課長。

○税務課長（似鳥和彦君） 川村委員の御質問にお答えいたします。

確かに延滞金は高いという認識は私も持っておりますし、結構年金の少ない方もおりますので個人的には下げたいところではございますが、ただ、これは町の条例にはもちろん載っておりますし、この町の条例というのは国民健康保険税という地方税法の一連の流れでございますので、これを下げるとかということになりますと税法自体を改正しなければならないと考えております。

以上でございます。

○委員長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（田嶋輝雄君） 次に、歳出に入ります。

249ページから263ページまでの歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（田嶋輝雄君） 次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 財政調整基金についてお伺いいたします。266ページです。

決算年度末現在高は1億2,700万余りとなっております。それで、20年度の実質収支による基金繰入金は1,598万ということになってはいますが、これは簡単に言えば決算年度末現在高と1,500万円を足したのが今年度の基金残高ということになりますか。

○委員長（田嶋輝雄君） 町民課長。

○町民課長（沢田康曜君） 2番委員にお答えします。

基金残高ということですが、266ページでよろしいですよ。

前年度年度末残高1億9,347万8,000円、これは19年度末の残高でありまして、次の決算年度中の増減額、三角の6,581万7,000円ですけれども、この内訳に関しては19年度分の積立金1,253万2,000円、それと平成20年度中に基金から繰り入れいたしました金額7,916万2,000円、それともう一つ、利子分ですけれども81万2,000円、この状況で三角の6,581万7,000円。よって、右側の決算年度末残高、20年度末は1億2,765万1,000円と、このような状況になっております。よって、265ページの6番目の基金繰入額、これに関しましてはこの金額には入っていないと。これから今年度中に積み立てを、この金額のうち1,000万円を繰り越しいたしまして、積立金には1,598万円を積み立てする、このような状況になっております。

○委員長（田嶋輝雄君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時12分

○委員長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

町民課長。

○町民課長（沢田康曜君） この1,598万181円は基金の残高には含まれておりませんし、これは21年度で積み立てをするというふうな状況になります。

以上です。

○委員長（田嶋輝雄君） 2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） そうすると、基金は現在1億4,000万円ほどあることになります。そうすると、国からの指導によりますと、基金は大体保険給付費の5%を目安とするというふうな指導がされているはずで、そうすると15億の5%ですから7,500万円ほどの基金の積み立てがあればよいのではないかと思います。

そうすると、現在1億4,000万円の積み立てですから、そういう点ではこの調整基金の積み立てが少し多いのではないかというふうに考えるわけです。というのは、結局のところ国民健康保険というのはやっぱり高いのですよね。町の責任というよりも、国の仕組みがそうなっていることも大きいのですが、非常に高いものですから町民にとっては負担になっているわけですから、幾らかでも上げたくないという気持ちになるものですから、もし基金が国の指導よりも倍にはいかないのですが、それぐらいの基金であればそんなに残す必要はないのではないかということから、ここを伺います。基金について大体どれぐらいをめどに積み立てたいと、どれぐらいをめどに基金を確保したいというふうに考えているのですか。

○委員長（田嶋輝雄君） 町民課長。

○町民課長（沢田康曜君） 2番委員にお答えします。

おっしゃるとおり、基金の保有に関することですが、これは平成11年に国のほうからの通達によりまして、質問のとおり過去5年間における保険給付費の平均5%以上

ということになっております。この状況でいきますと、町の基金目標額は1億97万7,000円というふうになっているわけですが、21年度の予算内容を見ますと、現在の積み立てから21年度予算に関しては7,900万ちょっと繰り入れする見込みになっております。したがって、基金の残高は6,455万3,000円に目減りすると。したがって、目標額には下回るというような状況になっております。

また、予備費に関しても、指針ですと給付費の3%以上ということですので、やはり基金の保有に関しては厳しい状況になっているというふうなことであります。

以上です。

○委員長（田嶋輝雄君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって平成20年度七戸町国民健康保険特別会計決算書の質疑を終結いたします。

次に、平成20年度七戸町老人保険特別会計歳入歳出決算書の審議に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

277ページから283ページまでの歳入歳出全般にわたり発言を許します。

11番委員。

○委員（川村三十三君） この老人保険は、この会計精査はいつになりますか。

○委員長（田嶋輝雄君） 町民課長。

○町民課長（沢田康曜君） 11番委員にお答えします。

老人保険の会計、精算年度中ですが、23年の3月31日までの過誤調整生産年度になっております。

以上です。

○委員長（田嶋輝雄君） 11番委員。

○委員（川村三十三君） 20年度の決算書によりますと、実質収支額の1,300万、これは繰り越しになるかと思うのですが、繰越額が生じた場合にはいかなる会計処理をする予定ですか。繰越額が生じないようにするというとまたおかしくなるけれども、生じた場合の決算処理の仕方はいかなるようになるかということ、その1点だけです。

○委員長（田嶋輝雄君） 町民課長。

○町民課長（沢田康曜君） 11番委員にお答えします。

20年度の繰越額ですが、これに関しましては21年度に繰り越ししまして一般会計のほうに繰り出し、戻すという形になります。

以上です。

○委員長（田嶋輝雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって平成20年度七戸町老人

保険特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結いたします。

次に、平成20年度七戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

295ページから303ページまでの歳入歳出全般にわたり発言を許します。

11番委員。

○委員（川村三十三君） 新政権の発足に伴って、この後期高齢者医療制度が廃止にはならないかもしれないけれども、遠からずそういう方向で検討されると思うのですが、そういうようなまだ何も通達がないでしょうね。したがって、恐らく後期高齢者という直接的にここを通過するわけで県へ行くわけですから、そういう形の中でこれがもし廃止になると、青森にある連合体が分解するということになるのですか。いかがですか。

○委員長（田嶋輝雄君） 町民課長。

○町民課長（沢田康曜君） 11番委員にお答えします。

医療関係、法令にのっとってやっているわけですが、今の御質問に関してはちょっと事務方では回答しがたい部分ですので、何とも言えない状況ですが、そういう内容です。

以上です。

○委員長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって平成20年度七戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、平成20年度七戸町介護保険特別会計歳入歳出決算書の審議に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

315ページから325ページまでの歳入全般にわたり発言を許します。

2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） わからないからお伺いいたしますが、介護従事者に対する給与を5%ほど上げることが国会で問題になって、舛添厚生大臣が5%を上げるということから介護保険などに対する給付をふやすというふうなことを言っていたのですが、これを見ると全然ふえていないのですが、これは何か関係あったんですか。

○委員長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（田嶋輝雄君） 歳出に入ります。

327ページから343ページまでの歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（田嶋輝雄君） 次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と全員呼ぶ)

○委員長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって平成20年度七戸町介護保険特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、平成20年度七戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書の審議に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

357ページから359ページまでの歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と全員呼ぶ)

○委員長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって平成20年度七戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、平成20年度七戸町七戸霊園事業特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

375ページから379ページまでの歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と全員呼ぶ)

○委員長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって平成20年度七戸町七戸霊園事業特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、平成20年度七戸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

395ページから403ページまでの歳入歳出全般にわたり発言を許します。

11番委員。

○委員(川村三十三君) 私、前から言っていたのですが、この下水道事業については町全体の計画ができたのかどうか、それをお伺いしたい。そして、完成年次は何年度になるのか、その二つです。

○委員長(田嶋輝雄君) 上下水道課長。

○上下水道課長(天間一二君) 川村委員の御質問、下水道事業の計画ですけれども、今組まれている計画が認可を受けまして進んでおりますけれども、新たに計画を組むということの御質問だと思いますけれども、組み直しということの御質問だと思いますけれども、それを踏まえての計画はこれから区域の見直し等がありますので、それから取り組んでいかなければならないかと思っております。

また、今の認可区域の完成年度ですけれども、平成27年度が一応認可区域の終わる予定になってございます。

以上でございます。

○委員長(田嶋輝雄君) 11番委員。

○委員（川村三十三君） 計画ができないと完成年次までわからないわけですが、やはり町民が一番知りたいのは、うちのほうに本当に下水道管が来るのか来ないのかということがわからないと困るのです。ですから、計画年次がいつで、そして完成年次がいつと予定しているのか、それを明確に町民が知りたいということですから、計画だけでも急いで発表してほしいなど、こう思っています。これは要望です。よろしくお願いします。

○委員長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって平成20年度七戸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、平成20年度七戸町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

419ページから423ページまでの歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって平成20年度七戸町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、平成20年度七戸町水道事業決算書の審査に入ります。

これより、質疑に入ります。

433ページから442ページまでの決算全般にわたり発言を許します。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって平成20年度七戸町水道事業決算書の質疑を終結します。

それでは、議案第79号全般にわたり発言を許します。

11番委員。

○委員（川村三十三君） 旧七戸町と旧天間林の水道のドッキング計画があるやに聞いておりますが、いつごろ始めて場所はどこなのか、それをお知らせください。

○委員長（田嶋輝雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（天間一二君） 今の川村委員の御質問にお答えいたします。

天間地区と七戸地区の水道管の接合計画でございますけれども、発注されておりました、鳥谷部から荒熊内への路線でございますして、工期が12月になっておりました、それで管がつながることになっております。

○委員長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と全員呼ぶ）

○委員長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって議案第79号平成20年度七戸町各会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対の発言を許します。

2番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 討論の場を与えてくださってありがとうございます。

平成20年度の予算の中で、乳幼児の医療費を無料にした、あるいは灯油の助成事業、穀物の高騰による助成事業、さらにはお年寄りに対する火災探知機設置の補助事業など、町民の生活の子供からお年寄りにわたるまで細かな予算執行がなされている、こういう点において私は大変よいところもあると思います。しかしながら、幾つかの問題点を指摘せざるを得ません。

一つは、まちづくりの問題で、七戸町のあの商店街などを見ていると、現状としてはどのような手を打ってまちづくりをしているのか。一生懸命努力をして、ことしはつつじまつりなどでも毎年参加者がふえてきてはいますが、なかなか商店街の再生には手を打てていないのではないのか。あるいは観光商業中心の町にするのか、あるいは高齢者安心生活ゾーンを重視したまちづくりにするのか、あるいはその両方を追求していくのかの方向も定まっていないように思われます。

二つ目の問題は、農業について、きのうも三上委員が指摘していましたが、農業の販売戦略がないのではないのか、このようなこともこの予算の執行の中から考えられます。

さらに、雇用対策についても、国からの補助は出て、土木事業などには莫大なお金を使っているだけで、そのことによって産業はふえてはおりますが、新規雇用の改善には手を打たれていないのではないのか。あるいは、国保税はやっぱり高いと思います。これらについても手が打たれていない。したがって、本当に細かいところまで予算は使われていますが、今言ったような理由から、私は今回の決算には反対をさせていただきます。

以上です。

○委員長（田嶋輝雄君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。

5番委員。

○委員（盛田恵津子君） 経済不況で税収の低下は免れないが、職員一同、努力の様子がうかがわれます。

国保税の徴収率が93%になり、交付金の減額があるということではありますが、残念ながら一層頑張ってくださいたい。

特別会計や一般会計、実質収支額は4,000万の基金ができたことは評価すべきことであります。

したがって、今般の平成20年度七戸町の各会計歳入歳出の決算については賛成するものであります。

○委員長（田嶋輝雄君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と全員呼ぶ)

○委員長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(田嶋輝雄君) 起立多数です。

したがいまして、議案第79号平成20年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上をもって、本委員会に審査付託されました事件はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

本委員会の報告書の作成等は、委員長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と全員呼ぶ)

○委員長(田嶋輝雄君) 御異議がありませんので、報告書の作成等は委員長一任に決定いたしました。

これをもって、決算審査特別委員会を閉会します。

以上で、私の職務が終わりました。御協力まことにありがとうございました。

閉会 午後 1時37分